

相模原市立勤労者総合福祉センターの次期指定管理者公募に向けた
サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査の実施にあたって

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討にあたって、民間事業者（企業・NPO法人等）から広く意見・提案を求め、事業性の有無や運営のアイデア等を把握するために実施する調査です。

相模原市立勤労者総合福祉センターの管理・運営等にあたっては、令和5年度に次期指定管理者の公募を予定していることから、民間事業者の皆様から幅広くご意見・ご提案をいただき、今後の管理・運営に役立てたいと考えておりますので、是非ご参加くださいますようお願いいたします。

2 調査の対象

事業名等	相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理業務
概 要	<p>勤労者の教養文化、研修、スポーツ等の活動を図り、もって勤労者の福祉の向上に寄与するため、平成11年4月に開館した施設です。施設の愛称は「サン・エールさがみはら」です。</p> <p>（所在地）相模原市緑区西橋本 5-4-20 （敷地面積）2,515 m² （延床面積）4,233 m² （施設概要）鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建（一部地下）</p> <p>①ホール（222席） ②多目的室 ③第1・第2会議室 ④第1・第2研修室 ⑤工芸室 ⑥教養文化室 ⑦音楽練習室 ⑧リハーサル室 ⑨トレーニング室 ⑩飲食店 ほか</p> <p>※2団体が施設の一部を目的外使用で占有しています。</p> <p>（開館時間）午前9時～午後10時 （利用者数）222,727人（平成30年度※コロナ禍前の実績） （利用料金収入）29,780,854円（平成30年度） （指定管理料）58,028,254円（平成30年度）</p>
対話内容 （主なもの）	<p>（1）利用の増加につながるアイデアについてお聞かせください。 （2）施設や設備の維持管理費の削減についてお聞かせください。 （3）提案内容の実現に当たり、課題や懸念される事項等がありましたらお聞かせください。</p>
対象者	指定管理者となる可能性がある団体またはグループ等

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

3 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
対話実施の公表	令和4年10月5日(水)
事前説明会の開催	令和4年10月24日(月)午後2時～午後4時
対話参加の申込み	令和4年10月25日(火)～ 令和4年11月2日(水)
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和4年12月1日(木)～ 令和4年12月9日(金)
結果の公表	令和5年2月(予定)

4 対話までの流れ

(1) 事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。説明会終了後、希望者のみ館内見学を行います。

参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに下記宛先へお申し込みください。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

【日 時】 令和4年10月24日(月)午後2時から午後4時まで

【場 所】 相模原市立勤労者総合福祉センター(相模原市緑区西橋本5-4-20)

【申込期限】 令和4年10月20日(木)午後5時まで

【申 込 先】 相模原市 環境経済局 産業・雇用対策課

sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】 令和4年10月25日(火)から令和4年11月2日(水)午後5時まで

(3) 資料提出(任意)

資料の作成及び提出は求めませんが、「6 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】 対話実施日の5営業日前までとします。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日時】令和4年12月1日(木)から令和4年12月9日(金)までの期間で、30分から1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場所】相模原市役所本庁舎内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「6 対話内容」以降をご確認ください。

(5) その他(新型コロナウイルス感染症対策等)

- ・ 対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合があります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のため、事前説明会・現地見学会・対話の場においては、マスクの着用をお願いするとともに、参加人数を1団体につき3名までとさせていただきます。
- ・ オンラインによる対話を希望される場合は申込時にお伝えください。

5 実施事業の概要

(1) 概要

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理業務

(2) 実施事業の運営改善に係る市の考え方

ア 設置目的及び現在の状況

勤労者総合福祉センターは「勤労者の教養文化、研修、スポーツ等の活動の促進を図り、もって勤労者の福祉の向上に寄与する」ことを目的として平成11年4月に開館しました。

ホールをはじめとする10施設を専用利用施設として、トレーニング室を個人利用施設として利用されています。また、施設の事業としてコンサートや各種セミナー等も実施しています。

なお、平成16年度から指定管理者制度を導入しております。

イ 今後の運営の方向性

施設の維持管理を適正に行い、勤労者福祉の向上と利用者のニーズに応えたサービスを提供することが必要と考えています。

ウ 課題

- ・ 利便性の高い場所であることから、立地環境等を活かし、利用率の向上に繋げるような取組を進めていく必要がある。
- ・ コロナ禍による利用者ニーズの変化等に対応するため、新たな事業展開を検討していく必要がある。
- ・ 施設が老朽化してきていることから、維持管理経費の増加を抑制するための効果的な管理方法を検討していく必要がある。 など

(3) 事業スケジュール

令和4年度 サウンディング型市場調査

令和5年度 次期指定管理者選定

令和6年度 次期指定期間開始(5年間を予定)

6 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体となることを前提として、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿ってご説明・ご提案をお願いいたします。その後、市側から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施いたします。なお、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

項目	内容
1. センターの効果的な管理運営	1) 施設利用率の向上に繋がる取組について 2) 施設・設備の維持管理経費の削減のための方策について 3) 勤労者の福祉を向上するための事業について 4) 施設の予約管理（利用者・管理者共に使いやすいシステムなど）について
2. スペースの有効活用及び付随するサービス	1) 1階レストランを含むスペースの有効活用について 2) 来館に付随して需要が見込めるサービスについて
3. 地域の活性化等	1) 地域団体や地元企業との連携・協働について 2) 周辺施設との連携の可能性について
4. その他	1) 参入しやすい公募条件について 2) 参入にあたっての課題や懸念事項について 3) 将来的（施設改修時など）に要望したい事項について ※令和7年度にホール天井改修工事着手を予定しており、ホール内の設備等で特に要望等があればお聞かせください。

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、次期指定管理者選定の際の募集要項の規定の柔軟化など、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らかの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容は提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合

があります。

(4) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

- ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者
- イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

8 参考資料

資料 1 事業計画書（令和 3 年度）

資料 2 事業報告書（平成 30 年度から令和 3 年度まで）

資料 3 指定管理者募集要項（前回）

資料 4 フロアマップ

※その他、平成 27 年度以降のモニタリング結果を市 H P に掲載しております。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/shiteikanri/monitoring/index.html>

9 問い合わせ先

連絡先：相模原市環境経済局 産業・雇用対策課 雇用労政班 高橋

所在地：相模原市中央区中央 2-11-15

電話番号：042-769-8238

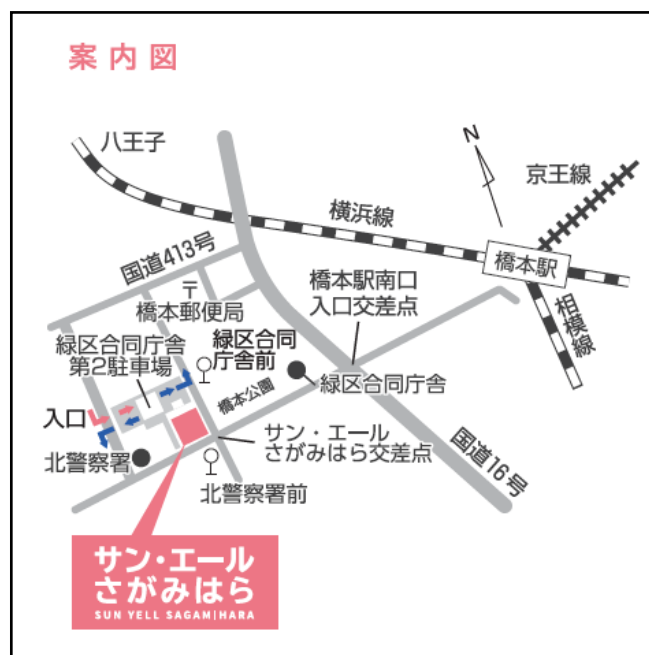
F A X：042-754-1064

E-mail：sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

事前説明会参加申込書

団体名（法人名等）		
構成員名 （単独での申込みの場合は、記載不要です。）		
代表者名		
所在地		
対話担当者	氏名	
	所属等	
	電話番号	
	メールアドレス	
【任意項目】 事前説明会において特に確認したいこと・質問したいこと （説明内容の参考とさせていただきます。）		

- 【日時】 令和4年10月24日(月)
午後2時から午後4時まで
- 【場所】 相模原市立勤労者総合福祉センター
(相模原市緑区西橋本 5-4-20)
- 【アクセス】 JR 横浜線・JR 相模線・
京王相模原線
橋本駅南口から徒歩10分
- 【連絡先】 042-769-8238
(産業・雇用対策課直通)



エントリーシート

団体名（法人名等）						
構成員名 （単独での申込みの場合は、記載不要です。）						
代表者名						
所在地						
対話担当者	氏名					
	所属等					
	電話番号					
	メールアドレス					
<p>対話の実施期間は、令和4年12月1日(木)から令和4年12月9日(金)を予定しております。対話が可能な日程を、第1希望から第5希望までご記載ください。</p> <p>「午前」とは9:00～12:00を、「午後」とは13:00～17:00を指します。</p>						
対話希望日時	第1希望	月	日（ ）	午前	午後	いずれも可
	第2希望	月	日（ ）	午前	午後	いずれも可
	第3希望	月	日（ ）	午前	午後	いずれも可
	第4希望	月	日（ ）	午前	午後	いずれも可
	第5希望	月	日（ ）	午前	午後	いずれも可
対話参加予定者氏名		所属団体名、所属、役職等				